

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本生企第924号  
令和4年5月18日  
宮城県警察本部長

不発弾等の取扱いについて（通達）

発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の取扱いについては、「不発弾等の取扱いについて（通達）」（平成27年1月30日付け宮本環第134号）により運用してきたところであるが、この度、報告先の警察本部の課等を見直し、今後は下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

## 1 不発弾等の範囲

### (1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で、陸上で発見されたもの

イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ その他陸上自衛隊の方面総監が前記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

### (2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの

ウ その他海上自衛隊の地方総監が前記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

## 2 事前対策

地域の住民、学校等に対し不発弾等の危険性について十分に広報するとともに、不発弾等が頻繁に発見される地域にあっては、関係機関、団体等に働き掛けを行い、連絡会議を開催するなど、緊密な連携による諸対策の推進に努めること。

## 3 不発弾等発見時の警戒措置等

(1) 警察署長は、不発弾等を発見し、又は発見の届出があったときには、直ちに警察職員を現場に臨場させ、必要に応じて危険区域であることを明示した看板や縄張りを設置するなど、応急的な立入禁止等の警戒措置を執ること。

なお、不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないものについては、盗難等の防止のため一時保管等に配慮すること。

(2) 不発弾の種類及び数量、付近の居住状況等から、住民の避難、立入禁止、通行の禁止又は制限等の危害防止のための警戒措置が必要と判断されるときは、迅速かつ確実に実施すること。

- (3) 前記(2)のほか、不発弾等の処理に際し、危害防止上必要とする住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置について、不発弾等が発見された区域の警備責任者たる陸上自衛隊の方面総監又は海上自衛隊の地方総監（以下「方面総監等」という。）から要請を受けた場合は、所要の措置を執ること。
  - (4) 陸上自衛隊及び海上自衛隊（以下「自衛隊」という。）が不発弾等の処理を完了するまでの間、警察が公共の安全のため必要な警戒措置を執る場合において、自衛隊の技術援助を必要とするときは、方面総監等に対し技術援助の要請を行うものとする。
- 4 自衛隊に対する不発弾等の処理要請
- (1) 自衛隊に対する不発弾等の処理の要請は、不発弾等の種類、数量及び状態のほか、その所在地付近の状況等の参考事項を付して行うことから、現場臨場した警察職員は、これらの項目を正確に聴取し、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に報告すること。
  - (2) 報告を受けた生活安全企画課長は、方面総監等にその旨を通報し、その後、速やかに文書による要請を行うものとする。
- 5 その他
- 不発弾等の状態、発見現場の状況等から、社会的反響が予想される場合のほか、特に迅速な処理を要すると認められるものについては、その旨を生活安全企画課長に速報すること。